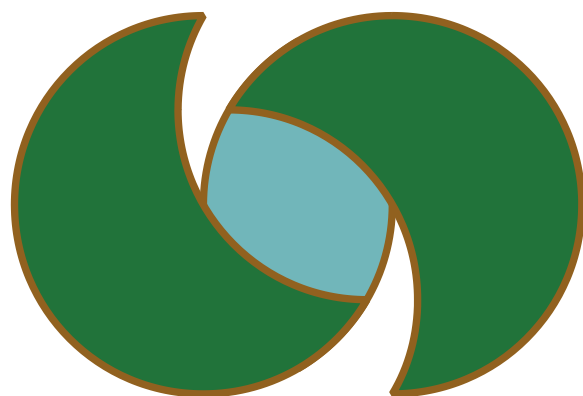


水防計画



長野県池田町

平成 30 年 10 月	策定
令和 2 年 10 月	修正
令和 3 年 10 月	修正
令和 5 年 8 月	修正

目 次

第1章 総則	1
第1節 目的	1
第2節 用語の定義	1
第3節 水防の責任等	3
第4節 水防計画の作成及び変更	5
第2章 水防組織	6
町の水防組織	6
第3章 重要水防箇所	8
第4章 警報・注意報等	9
第1節 警報・注意報等の種類	9
1. 気象業務法に基づく警報・注意報等	9
2. 水防法に基づくもの	13
第5章 水位等の観測	17
第1節 水位の観測	17
第2節 雨量の観測	17
第6章 気象予報等の情報収集	18
第7章 ダム・水門等の操作	18
第1節 ダム・水門等	18
第2節 操作の連絡	19
第8章 通信連絡	19
第1節 通信連絡系統	19
第9章 水防施設及び輸送	21
第1節 水防倉庫及び水防資機材	21
第2節 輸送の確保	21
第10章 水防活動	21
第1節 水防配備	21
第2節 安全配慮	23
第3節 巡視及び警戒	24
第4節 水防作業	24
第5節 警戒区域の指定	25
第6節 避難のための立退き	25
第7節 決壊(被害情報)の通報及びその後の措置	25
第8節 水防配備の解除	26

第 11 章	水防信号	26
	水防信号	26
第 12 章	協力及び応援	27
第 1 節	河川管理者の協力	27
第 2 節	市町村相互の応援及び協定	27
第 3 節	警察官の援助要請	27
第 4 節	自衛隊の派遣要請	27
第 5 節	企業(地元建設業等)との連携	27
第 6 節	住民、自主防災組織等との連携	28
第 13 章	費用負担と公用負担	28
第 1 節	費用負担	28
第 2 節	公用負担	28
第 14 章	水防報告等	29
第 1 節	水防記録	29
第 2 節	水防報告	29
第 15 章	浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置	30
第 1 節	洪水対応	30
第 2 節	洪水予報等の伝達方法	32
第 16 章	水防訓練	33
	町の水防訓練	33
第 17 章	水防協力団体	33
第 1 節	水防協力団体の指定	33
第 2 節	水防協力団体の業務	33
第 3 節	水防協力団体の水防団等との連携	33
資料 1	重要水防区域位置図	34
資料 2	危険水位到達情報通知様式	35
資料 3	水防警報発表様式	36
資料 4	水防実施状況報告書	37

池田町水防計

画

第 1 章 総則

第 1 節 目的

この計画は、水防法（昭和 24 年法律第 193 号、以下「法」という。）第 4 条の規定に基づき、長野県知事（以下「県知事」という。）から指定された指定水防管理団体たる池田町（以下「町」という。）が、同法第 33 条第 1 項の規定に基づき、町内における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、町の地域にかかる河川の洪水等による水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

第 2 節 用語の定義

主な水防用語の定義は、次のとおりである。

1 水防管理団体

水防の責任を有する市町村又は水防に関する事務を共同に処理する水防事務組合若しくは水害予防組合をいう。（法第 2 条第 2 項）

2 指定水防管理団体

水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として知事が指定したものをいう。（法第 4 条）

3 水防管理者

水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう。（法第 2 条第 3 項）

4 消防機関

消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 9 条に規定する消防の機関（消防本部、消防署及び消防団）をいう。（法第 2 条第 4 項）

5 消防機関の長

消防本部を置く市町村にあつては消防長を、消防本部を置かない市町村にあつては消防団の長をいう。（法第 2 条第 5 項）

6 水防団

法第 6 条に規定する水防団をいう。

7 量水標管理者

量水標、その他の水位観測施設の管理者をいう。（法第 2 条第 7 項、法第 10 条第 3 項）都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、都道府県の水防計画で定めるところにより、水位を通報及び公表しなければならない。（法第 12 条）

8 水防協力団体

水防に関する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他法人で

ない団体であって、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとして水防管理者が指定した団体をいう。(法第 36 条第 1 項)

9 洪水予報河川

国土交通大臣又は都道府県知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、洪水予報河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報を行う。(法第 10 条第 2 項、法第 11 条第 1 項、気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）第 14 条の 2 第 2 項及び第 3 項)

10 水防警報

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川（水防警報河川）について、国土交通省は都道府県の機関が、洪水によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。(法第 2 条第 8 項、法第 16 条)

11 水位周知河川

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な被害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う。(法第 13 条)

12 水位到達情報

水位到達情報とは、国土交通大臣又は都道府県知事が指定した水位周知河川において、あらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）への到達に関する情報のほか、氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位（危険水位）への到達情報、氾濫発生情報のことをいう。

13 水防団待機水位（通報水位）

量水標の設置されている地点ごとに都道府県知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位（法第 12 条第 1 項に規定される通報水位）をいう。

水防管理者又は量水標管理者は、洪水のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。

14 氾濫注意水位（警戒水位）

水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位（法第 12 条第 2 項に規定される警戒水位）をいう。水防団の出動の目安となる水位である。

量水標管理者は、量水標等の示す水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況を公表しなければならない。

15 避難判断水位

市町村長の高齢者等避難発令の目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位。

16 氾濫危険水位

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市町村長の避難指示の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。

17 洪水特別警戒水位

法第13条第1項及び第2項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。氾濫危険水位に相当する。国土交通大臣又は都道府県知事は、指定した水位周知河川においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

18 重要水防区域

堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される区域であり、洪水等に際して水防上、特に注意を要する区域をいう。

19 洪水浸水想定区域

洪水予報河川及び水位周知河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣又は都道府県知事が指定した区域をいう。（法第14条）

第3節 水防の責任等

水防に係る各主体について、水防法等に規定されている責任及び義務は次のとおりである。

1 水防管理団体（池田町）の責任

管轄区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する。（法第3条）具体的には、主に次のような事務を行う

（1）水防団の設置（法第5条）

（2）水防団員等の公務災害補償（法第6条の2）

（3）平常時における河川等の巡視（法第9条）

（4）水位の通報（法第12条第1項）

（5）浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

（法第15条）

（6）避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表（法第15条の3）

（7）予想される水災の危険の周知（法第15条の11）

（8）水防団及び消防機関の出動準備又は出動（法第17条）

（9）緊急通行により損失を受けた者への損失の補償（法第19条第2項）

（10）警戒区域の設定（法第21条）

（11）警察官の援助の要求（法第22条）

（12）他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長への応援要請（法第23条）

- (13)堤防決壊等の通報、決壊後の措置（法第 25 条、法第 26 条）
- (14)公用負担より損失を受けた者への補償（法第 28 条第 3 項）
- (15)避難のための立退きの指示（法第 29 条）
- (16)水防訓練の実施（法第 32 条の 2）
- (17)水防計画の作成及び要旨の公表（法第 33 条第 1 項及び第 3 項）
- (18)水防協議会の設置（法第 34 条）
- (19)水防協力団体の指定・公示（法第 36 条）
- (20)水防協力団体に対する監督（法第 39 条）
- (21)水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第 40 条）
- (22)水防従事者に対する災害補償（法第 45 条）
- (23)消防事務との調整（法第 50 条）

2 県の責任

県内における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように確保すべき責任を有する。（法第 3 条の 6）具体的には主に次のような事務を行う。

- (1)指定水防管理団体の指定（法第 4 条）
- (2)水防計画の作成及び要旨の公表（法第 7 条第 1 項及び第 7 項）
- (3)水防管理団体が行う水防への協力（河川法第 22 条の 2）
- (4)都道府県水防協議会の設置（法第 8 条第 1 項）
- (5)気象予報及び警報、洪水予報の通知（法第 10 条第 3 項）
- (6)洪水予報の発表及び通知（法第 11 条第 1 項、気象業務法第 14 条の 2 第 3 項）
- (7)量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第 12 条）
- (8)水位周知河川の水位到達情報の通知及び周知（法第 13 条第 2 項）
- (9)洪水予報又は水位情報の関係市町村長への通知（法第 13 条の 4）
- (10)洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第 14 条）
- (11)都道府県大規模氾濫減災協議会の設置（法第 15 条の 10）
- (12)水防警報の発表及び通知並びに水防警報河川等指定した時の公示
(法第 16 条第 1 項、第 3 項及び第 4 項)
- (13)水防信号の指定（法第 20 条）
- (14)避難のための立退きの指示（法第 29 条）
- (15)緊急時の水防管理者、水防団長又は消防機関の長への指示（法第 30 条）
- (16)水防団員の定員の基準の設定（法第 35 条）
- (17)水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第 40 条）
- (18)水防管理団体に対する水防に関する勧告及び助言（法第 48 条）

3 国土交通省の責任

- (1)水防管理団体が行う水防への協力（河川法第 22 条の 2）
- (2)洪水予報の発表及び通知（法第 10 条第 2 項、気象業務法第 14 条の 2 第 2 項）
- (3)量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第 12 条）

- (4)洪水予報又は水位情報の関係市町村長への通知（法第13条の4）
- (5)水位情報の通知及び周知（法第13条第1項）
- (6)洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第14条）
- (7)大規模氾濫減災対策協議会の設置（法第15条の9）
- (8)水防警報の発表及び通知（法第16条第1項及び第2項）
- (9)重要河川における都道府県知事等に対する指示（法第31条）
- (10)水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）
- (11)都道府県等に対する水防に関する勧告及び助言（法第48条）

4 気象庁の責任

- (1)気象、津波、高潮及び洪水についての水防活動の利用に適合する予報及び警報の発表及び通知（法第10条第1項並びに気象業務法第14条の2第1項）
- (2)洪水予報の発表及び通知
（法第10条第2項、法第11条第1項並びに気象業務法第14条の2第2項及び第3項）

5 居住者等の義務

- (1)水防への従事（法第24条）
- (2)水防通信への協力（法第27条）

6 水防協力団体の義務

- (1)決壊の通報（法第25条）
- (2)決壊後の処置（法第26条）
- (3)水防訓練の実施（法第32条の2）
- (4)業務の実施等（法第36条、第37条、第38条、第39条）

第4節 水防計画の作成及び変更

1 水防計画の作成及び変更

町は、毎年、県の水防計画に応じて、出水期前までに水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは変更を行う。水防計画を変更するときは、あらかじめ、水防協議会に諮るとともに、県知事に届け出るものとする。

また、町は、水防計画を変更したときは、その要旨を公表するものとする。

2 大規模氾濫減災協議会の設置

千曲川・犀川大規模氾濫に関する減災対策協議会及び大町圏域大規模氾濫減災協議会において、河川管理者、県、市町村等が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、流域において氾濫が発生することを前提として社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築する。

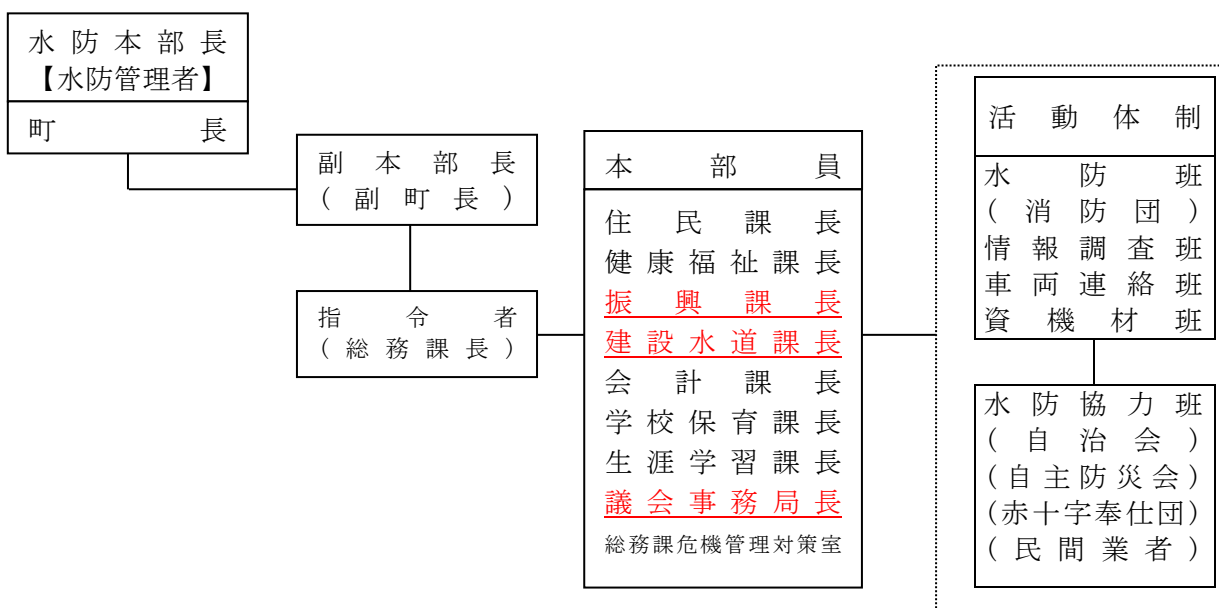
第2章 水防組織

町の水防組織

町は、水防に係る警報・注意報等の発表又は地震等の発生等により、洪水等のおそれがあると認められるときから洪水等のおそれがなくなったと認められるときまで、町役場に水防本部を設置し、次の組織で事務を処理する。ただし、災害対策本部が設置されたときは、同本部の一部として編入され、その事務を処理する。

1 組織系統

水防本部の事務局は、総務課におき、水防本部の組織は次のとおりとする。



2 水防本部の事務分担

水防本部の各班の事務分担は、次による。

班名	班長	班員	業務
水防班	消防団長	消防団員	団組織内の連絡、招集を行い、組織をあげて水防作業に従事する。
情報調査班	総務課長 住民課長	総務課職員 保険医療係	気象の予警報、水防警報等の情報収集に従事する。
	<u>振興課長</u> <u>建設水道課長</u>	<u>振興課職員</u> <u>建設水道課職員</u>	被害状況の情報収集、災害応急復旧の調査に従事する。
車両連絡班	<u>振興課係長</u> <u>建設水道課係長</u>	<u>振興課職員</u> <u>建設水道課職員</u>	人員及び水防資機材の運搬、現場連絡、水防班からの資材調達要請に係る事務に従事する。
資機材班	総務課係長	総務課職員	水防報告、渉外(公用負担事務・水防本部開設事務・水防協力班に係る事務・応援要請・調査の連絡調整)、水防用備蓄資材の整備・調整、消防団員の招集等に従事する。
水防協力班 (法第 24 条の規定による水防活動の一般協力者)	自治会長 自主防災会長	一般住民	水防本部長の要請に基づき、水防用資材等の提供及び水防活動に従事する。
	赤十字奉仕団委員長	赤十字奉仕団員	水防本部長の要請に基づき、水防活動に伴う給食、給水、救護活動に従事する。
	民間業者現場代理人	民間業者作業員	水防本部長の要請に基づき、現場における作業能率を高めるために、重機等の機械力による水防活動に従事する。

第3章 重要水防箇所

重要水防区域は、堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する区域である。

番号	区分 河川名	左右岸 の別	延長 m (箇所)	場所 目標	予想 水位 m	予想される 危険	水防 工法
1	高瀬川	左	400(1)	正科カスミ	2.5	堤防高不足 越水、決壊	中聖牛積 土のう 蛇簀布せ、 木流し
2	高瀬川	左	600(1)	高瀬川大橋下流	2.5	堤防高不足 越水、決壊	中聖牛積 土のう 蛇簀布せ、 木流し
3	高瀬川	左	600(1)	豊町	2.5	堤防高不足 越水、決壊	中聖牛積 土のう 蛇簀布せ、 木流し
4	高瀬川	左	200(1)	内鎌カスミ林中 18 番地	2.5	堤防高不足 越水、決壊	中聖牛積 土のう 蛇簀布せ、 木流し
5	高瀬川	左	600(1)	十日市場 1 (高瀬橋上)	2.5	堤防高不足 越水、決壊	中聖牛積 土のう 蛇簀布せ、 木流し
6	高瀬川	左	100(1)	十日市場 2 (高瀬橋下)	2.5	堤防高不足 越水、決壊	中聖牛積 土のう 蛇簀布せ、 木流し

※重要水防区域位置図・区域図は、資料1のとおり。

第4章 警報・注意報等

第1節 警報・注意報等の種類

1 気象業務法に基づく警報・注意報等

気象業務法の規定に基づき、長野地方気象台が一般の警戒若しくは注意を促すために行う警報、注意報等の発表に関して、水防活動の利用に適合する（水防活動用）警報、注意報については、指定河川洪水予報を除き、一般の利用に適合する警報、注意報及び特別警報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

指定河川洪水予報を除いた水防活動の利用に適合する警報・注意報の種類と対応する一般の利用に適合する警報・注意報等の種類及びそれらの発表基準、並びに大雨警報・洪水警報等を補足する情報は、次のとおりである。

- (1) 一般の利用に適合する警報・注意報等(気象業務法施行令第4、5条)
警報(水防関係のみ)

種類	発表基準
大雨特別	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
大雨	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には第2表「大雨及び洪水警報・注意報基準（1）大雨警報」の条件に該当する場合。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
洪水	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には第2表「大雨及び洪水警報・注意報基準（2）洪水警報」の条件に該当する場合。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
浸水	<u>（浸水警報、注意報共通）</u> <u>a) 大雨、長雨、融雪等の現象により、低い土地、田畑等に浸水し、若しくは冠水し、又は下水道が溢水し、若しくは氾濫する等によって重大な災害が起こるおそれがある場合には警報を、災害が起こるおそれがある場合には注意報を発表する。</u> <u>b) 浸水警報は大雨特別警報又は大雨警報に、浸水注意報は、その原因となる現象によって大雨注意報又は融雪注意報に含めて発表する。</u> <u>c) 河川の水が増し、堤防やダムが損傷を受けること（破堤、溢水を含む）により低い土地に浸水すること等によって、災害が起こるおそれのある場合は、浸水警報・注意報ではなく洪水警報等により警戒等呼びかける。</u>

	<u>d) 津波または高潮のため、海岸付近の低い土地に浸水することによって、災害が起こるおそれのある場合は、浸水警報・注意報ではなく津波または高潮の警報等により警戒等呼びかける。</u>
--	---

注意報(水防関係のみ)

種類	発表基準
大雨	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には第2表「大雨及び洪水警報・注意報基準(3)大雨注意報」の条件に該当する場合。ハザードマップによる <u>災害リスクの再確認等、避難に備え</u> 自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
洪水	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には第2表「大雨及び洪水警報・注意報基準(4)洪水注意報」の条件に該当する場合。ハザードマップによる <u>災害リスクの再確認等、避難に備え</u> 自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。

(2) 水防活動の利用に適合する警報・注意報

(指定河川洪水予報、津波及び高潮によるものを除く)

種類	発表基準
水防活動用警報	一般の利用に適合する大雨特別警報、大雨警報と同じ。 〃 洪水警報と同じ。
気象警報 洪水警報 ※	
水防活動用注意報	一般の利用に適合する大雨注意報と同じ。 〃 洪水注意報と同じ。
気象注意報 洪水注意報 ※	

- (注) 1 発表基準欄に記載した数値は長野県における過去の災害事例と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予測する際のおおむねの目安である。
- 2 ※水防活動の利用に適合する警報・注意報は、一般の警報・注意報のうち水防に関するものを用いて行い、水防活動用の語は用いない。
- 3 警報・注意報はその種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな警報・注意報が発表されるときは、これまで継続中の警報・注意報は自動的に解除又は更新されて、新たな警報・注意報にきりかえられる。
- 4 情報の取扱いについては警報・注意報等の連絡に準じて行うものとする。
- 5 一般の利用に適合する洪水の特別警報は設けられていない。

(3) 大雨警報・洪水警報等を補足する情報

気象庁は、注意報、警報、特別警報を補足する情報として、浸水キキクル、洪水キキクル及び流域雨量指数の予測値を発表する。これらの情報は、気象庁ホームページで見ることができる。

種類	内容
浸水キキクル (大雨警報(浸水害)の 危険度分布)	短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。
洪水キキクル (洪水警報の危険度分布)	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」(紫)：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測(降水短時間予報等)を用いて常時10分ごとに更新している。

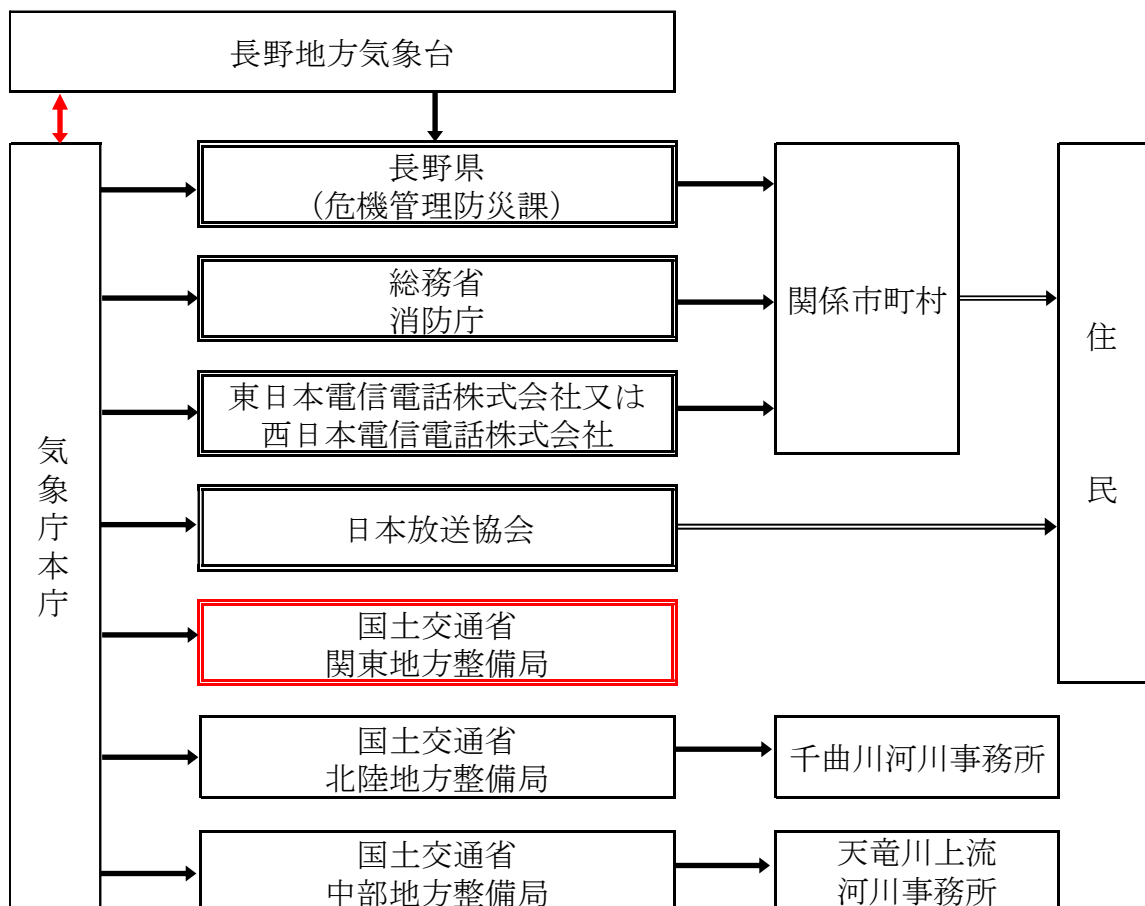
(4) その他の気象情報

種類	発表基準
早期注意情報(警報級の可能性)	5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位(長野県 南部など)で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位(長野県など)で発表される。大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。
記録的短時間大雨情報	大雨警報発表中の市町村において、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨(1時間降水量)が観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)され、かつ、キキクル(危険度分布)の「危険」(紫)が出現している場合に、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクル(危

	<u>陰度分布)で確認する必要がある。</u> 長野県の発表基準は1時間雨量で100 mm。
台風情報	台風が発生した時や、台風が日本に影響を及ぼすおそれがあったり、既に影響を及ぼしている時に発表する。台風の実況と予想などを示した「位置情報」と防災上の注意事項などを示した「総合情報」がある。
全般気象情報 関東甲信地方気象情報 <u>長野</u> 県気象情報	気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予測、防災上の注意を解説する場合等に発表 <u>される</u> 。 <u>雨を要因とする特別警報が発表されたときには、その後速やかに、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する長野県気象情報」、「記録的な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「記録的な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。</u> 大雨による災害発生の大危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「 <u>顕著な大雨に関する長野県気象情報</u> 」、「 <u>顕著な大雨に関する関東甲信地方気象情報</u> 」、「 <u>顕著な大雨に関する全般気象情報</u> 」という表題の気象情報が発表される。

(5) 警報・注意報等の伝達系統

長野地方気象台から発表される警報・注意報等の伝達は、次の系統により行う。



- 注1 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1項の規定に基づく法定伝達先。
- 注2 二重線の経路は、気象業務法第15条の二第2項、第4項及び第5項によって、特別警報の通知又は周知の措置が義務づけられている伝達経路。

2 水防法に基づくもの

(1) 洪水予報

水防法第10条第2項及び気象業務法第14条の2第2項の規定に基づき、重要河川で国土交通大臣が定めた河川について、国土交通大臣と気象庁長官が共同してその状況を水位又は流量を示して発表する警報及び注意報をいう。

また、水防法第11条第1項及び気象業務法第14条の2第3項の規定に基づき、重要河川で長野県知事が定めた河川について、長野県知事と気象庁長官が共同してその状況を水位又は流量を示して発表する警報及び注意報をいう。

令和2年3月にとりまとめられた河川・気象情報の改善に関する検証報告書に基づき、国土交通大臣と気象庁長官が共同で指定河川洪水予報を実施する河川においては、大雨特別警報の警報等への切替時に、それ以降に河川氾濫の危険性が高くなると予測した場合には、臨時の指定河川洪水予報を発表する。この情報は、長野県気象情報としても発表する。

種類	情報名	発表基準
洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害が既に発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	氾濫危険情報	氾濫危険水位に <u>到達したとき</u> 、氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき <u>又は水位が急激に上昇し3時間以内に氾濫する可能性のある水位に到達する見通しとなったとき</u> に発表される。いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示等の発令の判断の参考とする。危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
	氾濫警戒情報	氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき(避難判断水位を下回った場合を除く)、避難判断水位を超える状態が継続しているとき(水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く)に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。

洪水注意報	氾濫注意情報	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 避難に備えハザードマップによる災害リスクを再確認等、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
-------	--------	--

(2) 避難判断水位到達情報及び氾濫危険水位到達情報

ア 水防法第13条の規定に基づき、国土交通大臣又は知事はその指定した河川について、水位又は流量を示して発表する水位情報をいう。

種 類	発 表 基 準
避難判断水位到達情報	対象水位観測所の水位が避難判断水位に到達したとき。
氾濫危険水位到達情報	対象水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達したとき。

イ 国土交通大臣が行う水位到達情報の通知

町内には、国土交通大臣が水位到達情報の通知を行う河川はない。

ウ 県知事が行う水位到達情報の通知

(ア) 水位到達情報の通知を行う河川名、区域

河川名	区 域
高瀬川	大町市大町 高瀬上橋から 安曇野市明科七貴 犀川合流点まで
犀 川	東筑摩郡生坂村北陸郷字沢口 日野橋から 長野市信州新町 更科橋まで

(イ) 水位到達情報の通知の対象となる基準観測所

河川名	観測所名	地先名	水防団待機水位 (通報水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位 (特別警戒水位)	氾濫危険水位	関係水防管理団体
高瀬川	十日市場	安曇野市 穂高 北穂高	1.0m	1.5m	2.0m	2.3m	大町市 池田町 松川村 安曇野市
犀 川	弘崎	長野市 信州新町	3.6m	5.0m	5.8m	6.5m	大町市 長野市

(ウ) 水位到達情報の通知の担当官署

河川名	担当官署
高瀬川	大町建設事務所
犀川	長野建設事務所

(エ) 水位到達情報の通知の発表形式

発表形式は、資料2のとおり。

(3) 水防警報

水防法第16条の規定に基づき、国土交通大臣又は知事はその指定した河川について、水防活動のために発表する警報をいう。

種類	段階	発表基準
水防警報	準備	雨量、水位、流量その他の河川の状況により必要と認められるとき、又は、水位が水防団待機水位に達し、氾濫注意水位を超えるおそれがあるとき。
	出動	水位が氾濫注意水位に達し、なお上昇のおそれがあり、水防活動の必要があるとき。
	状況	出動が長時間にわたる場合、あるいは気象条件、水防活動に変化等が生じたとき。
	解除	水位が氾濫注意水位を下回り、かつ、水防活動の必要がなくなったとき。

ア 県知事が行う水防警報

(ア) 水防警報の対象となる河川名、区域

河川名	区 域
高瀬川	大町市大町 高瀬上橋から 安曇野市明科七貴 犀川合流点まで
犀川	東筑摩郡生坂村北陸郷字沢口 日野橋から 長野市塩生甲 両郡橋まで

(イ) 水防警報の対象となる基準観測所

河川名	観測所名	地先名	水防団待機水位 (通報水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位	氾濫危険水位	関係水防管理団体
高瀬川	十日市場	安曇野市 穂高 北穂高	1.0m	1.5m	2.0m	2.3m	大町市 池田町 松川村 安曇野市
犀川	弘崎	長野市 信州新町	3.6m	5.2m	5.8m	6.5m	大町市 生坂村 長野市

(ウ) 水防警報の担当官署

河川名	担当官署
高瀬川	大町建設事務所
犀川	長野建設事務所

(エ) 水防警報の発表形式

発表形式は、資料 3 のとおり。

第5章 水位等の観測

第1節 水位の観測

水位観測所

町域の水位観測所は、県が管理する観測所が2箇所あるほか、国が管理する観測所が2箇所、他の量水標管理者が管理する観測所が2箇所ある。

所 属	観測所名	河 川	所 在 地	はん濫 注意水 位(m)	備 考
長野県 大町建設事務所	十日市場	高瀬川	安曇野市穂高北穂高	1.5	テレメーター
長野県 長野建設事務所	弘 崎	犀 川	長野市信州新町弘崎	<u>5.2</u>	自記テレメーター
国土交通省 大町ダム管理所	高瀬下橋	高瀬川	安曇野市穂高北穂高地先	—	自記テレメーター
国土交通省 千曲川河川事務所	陸 郷	犀 川	安曇野市明科南陸郷	3.3	自記テレメーター
東京電力(株)	弘 崎	犀 川	長野市信州新町弘崎	—	自記
〃	平 ダ ム	〃	生坂村大字東広津	—	自記テレメーター

第2節 雨量の観測

雨量観測所

町域の雨量観測所は、県が管理する観測所が3箇所あるほか、気象庁が管理する観測所が2箇所、国が管理する観測所が2箇所、町が管理する観測所が5箇所ある。

所 属	観測所名	河 川	所 在 地	備 考
長野県 大町建設事務所	大町建設	高瀬川	大町市大町 1058-2 (大町合同庁舎)	テレメーター
〃	杓 掛	〃	大町市常盤東原 3798-48	テレメーター
〃	広 津	犀 川	池田町大字広津 23201-1	テレメーター
気 象 台	大 町		大町市大町大原町 5926-5 (大原配水池)	有線ロボット気象計
〃	穂 高	穂 高 川	安曇野市穂高	〃
国土交通省 松本砂防事務所	高 瀬	高瀬川	大町市大町 5032 (高瀬川出張所)	自記・テレメーター
国土交通省 大町ダム管理所	大町ダム	〃	大町市平ナロヲ大クボ 2112-71	〃
池 田 町	池 田	〃	池田町大字池田 3203-6 (役場)	テレメーター
〃	中 島	〃	池田町大字会染 480	〃
〃	滝 沢	〃	池田町大字会染 3526	〃
〃	陸 郷	八代沢川	池田町大字陸郷 7446-2	〃

第6章 気象予報等の情報収集

気象予報、雨量、河川の水位については、以下のウェブサイトでパソコンや携帯電話から確認することができる。

1 気象情報

気象庁 <http://www.jma.go.jp/>

2 雨量・河川水位

(国土交通省)

川の防災情報 <http://www.river.go.jp/> 携帯版 <http://i.river.go.jp/>

(長野県)

長野県河川砂防情報ステーション <http://www.sabo-nagano.jp/res/portal.html>

(池田町雨量計) 役場、中島、滝沢、陸郷の4か所

POTOKA NET <http://www.potokanet.com/>

3 土砂災害情報

キキクル(危険度分布)

<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:flood/zoom:14/lat:36.422698/lon:137.867603/colordepth:normal>

第7章 ダム・水門等の操作

第1節 ダム・水門等

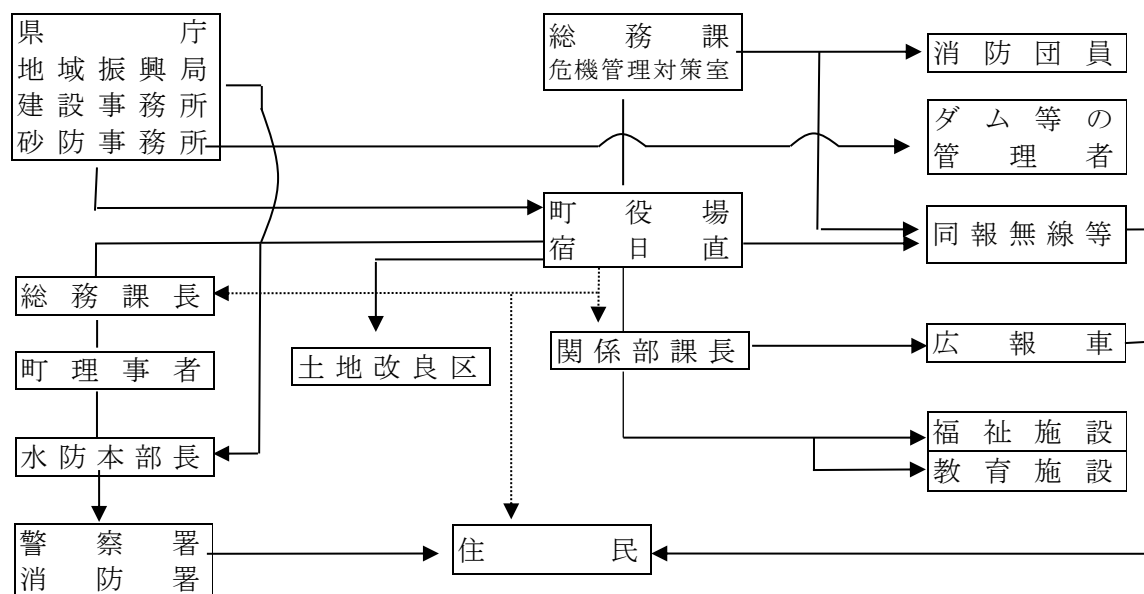
河川区間のダム・水門（洪水）

ダム及び水門等の管理者は、常に当該施設が十分その機能を発揮できるよう努めるとともに、特に、水防活動時においては、適正な操作を行い、水害の軽減、防止に努めるものとする。

また、気象警報・注意報等及び洪水予報・水防警報が発表されたとき、又は雨量、水位、流量等の気象状況を考慮し、洪水時又は洪水のおそれがあると認めたときは、各施設の操作規則等に基づき、的確な操作を行うものとする。

水防上重要なダム及び水門等は、次のとおりである。

第2項 勤務時間外における伝達系統



連絡先一覧

機関名	所在地	TEL	FAX
長野県庁	長野市大字南長野字幅下 692-2	026-232-0111	026-225-7069
北アルプス地域振興局	大町市大町 1058-2	0261-22-5111	0261-23-6504
大町建設事務所	大町市大町 1058-2	0261-22-5111	0261-23-6532
長野建設事務所	長野市大字南長野南県町 686-1	026-234-9539	026-233-3245
国土交通省 大町ダム管理事務所	大町市平 2112-71	0261-22-4511	0261-22-4512
国土交通省松本砂防 事務所高瀬川出張所	大町市大町 5032	0261-22-0650	0261-22-7974
犀川砂防事務所	安曇野市明科中川手 4235	0263-62-3257	0263-62-2015
大町警察署	大町市大町 2895	0261-22-0110	0261-23-6110
北アルプス広域 南部消防署	松川村 7179-3	0261-62-0119	0261-62-9100
池田町土地改良区	池田町大字池田 3203-6	0261-62-5068	
池田町役場	池田町大字池田 3203-6	0261-62-3131	0261-62-9404

第9章 水防施設及び輸送

第1節 水防倉庫及び水防資器材

水防管理者は、資材の確保のため重要水防区域近在の竹、立木、木材等を調査するとともに、緊急時調達しうる数量を確認してその補給に備えること、また備蓄資材が使用又は損傷により不足を生じた場合は、直ちに補充しておくものとする。

水防倉庫及び備蓄資材

資材\倉庫	水防倉庫	役場倉庫	資材\倉庫	水防倉庫	役場倉庫
PP袋（枚）1t用	60	-	玉縄（巻）	2	-
PE袋（枚）	3,550	-	ロープ（m）	100	-
鉄線（kg）	20	-	ビニールシート	40	3

町防災倉庫水防工具

品名	数量	品名	数量	品名	数量	品名	数量
照明具	2	スコップ	5	掛矢	2	つるはし	-
斧	1	のこぎり	-	なた	-	鎌	-
番線カッター	5	ペンチ	4	シノ	5	一輪車	2

町役場倉庫資機材等

品名	数量	品名	数量	品名	数量	品名	数量
照明具	-	スコップ	24	掛矢	5	つるはし	3
斧	-	のこぎり	61	なた	6	鎌	22
金槌	14	ペンチ	9	シノ	6	バール	3
チェーンソー	6	大鎌	3	大金槌	1	ヘルメット	40

第2節 輸送の確保

非常の際、資器材、作業員その他の輸送を確保するため、町内の重要水防区域においてあらゆる状況を推定して輸送経路図を作成しておくものとする。

第10章 水防活動

第1節 水防配備

1 町の非常配備

町は、水防活動に関係する予報及び警報等の発表があり、洪水のおそれがあると認められるときから、その危険が解消されるまでの間は非常配備により水防事務を処理するものとする。

	配備の時期	体制	配備人員
第1号配備	水防に関する警報・注意報等が発せられたが、具体的な水防活動を必要とするに至るまでにはまだかなり時間的余裕があると認められるとき	情報の収集及び連絡に当たり、事態の推移によっては、直ちに第2号配備の招集その他の活動ができる体制	総務課長 振興課長 建設水道課長 危機管理対策室
第2号配備	1. 水防活動を必要とする事態の発生が予想され、数時間後には水防活動の開始が考えられるとき 2. 水防本部長が必要と認めて指令したとき	水防活動の必要な事態が発生すれば、そのまま水防活動（災害の応急対策）が遅滞なく遂行できる体制	町長 副町長 教育長 各課長（局長） 総務係長 危機管理対策室
第3号配備	1. 激甚な災害が予想される時又は危険性が大で第2号配備で処理できがたいと認められるとき 2. 水防本部長が必要と認めて指令したとき	完全な水防体制	所属職員の全員及び応援を求められた部課の職員を動員

2 消防団の非常配備等

（1）消防団の管轄地域

消防団の管轄地域は、次のとおりである。

所 属	区 分	区域	一級河川		その他の河川等
			名 称	延長m	名 称
第1分団1・2部		豊町・1丁目・吾妻町・東町・2丁目・3丁目・4丁目・5丁目	高瀬川	9,000	町川・西町川・藤田川・内川
第2分団1・2部		正科・堀之内・中島・半在家・相道寺・広津・法道	高瀬川	9,000	社新堰・岡堰・山の寺沢・高見沢・花岡沢・袖沢川・牛沢・カニ沢・くぼ沢・郷石原沢・南岡沢・熊ノ沢・水頭沢
第3分団		滝沢・花見・陸郷	高瀬川	9,000	岡堰・内川・日向沢・権現沢・金草沢・秋葉山沢・塩沢・湯沢・南湯沢・北柳沢・柳沢・堀の沢・滝の沢
第4分団1・2部		渋田見・鶴山 中之郷・南台	高瀬川	9,000	日岐堰・内川・小沢・黒沢・雑ヶ沢・前ヶ沢・彦沢・堤沢・水戸沢・清水沢・箒沢・いら沢・南いら沢・七光沢・南ヶ沢
第5分団1・2部		内鎌・和合・十日市場・高瀬橋南・林中	高瀬川	9,000	内川

※出場範囲については、おおむね上記の範囲とするが、他区域に及ぶ河川もあるので、高瀬川及び上記その他の河川については、各分団と連携をとること。

(2) 消防団の非常配備

水防本部長は、水防警報が発せられたとき、水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき、その他水防上必要があると認められるときは、消防団長に対し消防団の出動を要請し、又は出動の準備をさせるものとする。その基準はおおむね次のとおりとする。

配備区分	配備基準	配備体制
待 機	水防に関係のある注意報及び警報が発表される等、必要と認めたとき	消防団の連絡員を本部に詰めさせ、団長は、その後の情勢を把握することに努め、また、団員は、直ちに次の段階に入り得るような状態におくものとする。
準 備	河川の水位が水防団待機水位に達し、なお上昇のおそれ等があり、かつ出動の必要が予測される時	消防団の団長及び幹部は、所定の詰所（車庫）に集合し、資器材及び器具の整備、点検、団員の配備計画等に当たり、ダム、水門等水防上必要な工作物のある所へ団員の派遣及び堤防巡視等のため、一部団員を出動させるものとする。
出 動	河川の水位がなお上昇する等、出動の必要を認めたとき	消防団の全員が所定の詰所（車庫）に集合し、警戒配備につく。
解 除	水防本部長より解除の指令をしたとき	

第2節 安全配慮

水防活動は、消防団員自身の安全確保に留意して実施するものとする。避難誘導や水防作業の際も、消防団員自身の安全は確保しなければならない。安全確保のために配慮すべき事項は、おおむね次のとおりである。

- (1) 水防活動時にはライフジャケットを着用する。
- (2) 水防活動時の安否確認を可能にするため、非常時でも利用可能な通信機器を携帯する。
- (3) 防活動時は、ラジオを携行する等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。
- (4) 指揮者は、水防活動が長時間にわたる時は、疲労に起因する事故を防止するため、団員を随時交代させる。
- (5) 水防活動は原則として複数人で行う。
- (6) 水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。
- (7) 指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、消防団員の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。
- (8) 指揮者は、活動中の不足の事態に備え、退避方法、退避場所、退避を指示する合図等を事前に徹底する。
- (9) 指揮者は消防団員等の安全確保のため、予め活動可能な時間等を消防団員等へ周知し、共有しなければならない。

- (10) 出水期前に、洪水時の堤防決壊の事例等の資料を消防団員全員に配布し、安全確保のための研修を実施する。

第3節 巡視及び警戒

1 平常時

水防管理者及び消防機関の長（以下この章において「水防管理者等」という。）は、随時区域内の河川を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川の管理者（以下「河川等の管理者」という。）に連絡して必要な措置を求めるものとする。

上記に係る連絡を受けた河川等の管理者は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に報告するものとする。

河川等の管理者が自ら行う巡視等において水防上危険であると認められる箇所を発見した場合は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に報告するものとする。

水防管理者等が、出水期前や洪水経過後、重要水防区域又は洪水箇所、その他必要と認める箇所の巡視を行う場合には、必要に応じて、河川等の管理者に立会又は共同で行うことを求めることができるものとする。

2 出水時

水防管理者等は、非常配備体制となったときは、河川等の監視及び警戒をさらに厳重にし、重要水防区域（第3章参照）を中心として巡視するものとする。

また、次の状態に注意し、異常を発見したときは直ちに水防作業を実施するとともに、所轄建設事務所長及び河川等の管理者に連絡するものとする。ただし、堤防、ダムその他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水を発見したときは、決壊等の通報及びその後の措置を講じなければならない。

- (1) 堤防から水があふれるおそれのある箇所の水位の上昇
- (2) 堤防の上端の亀裂又は沈下
- (3) 川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- (4) 居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
- (5) 排・取水門の両軸又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
- (6) 橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状

第4節 水防作業

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し実施するものとする。

第5節 警戒区域の指定

水防上緊急の必要がある場所においては、消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができるものとする。

また、消防機関に属する者がいないとき、警察官は、消防機関に属する者の職権を行うことができるものとする。

第6節 避難のための立退き

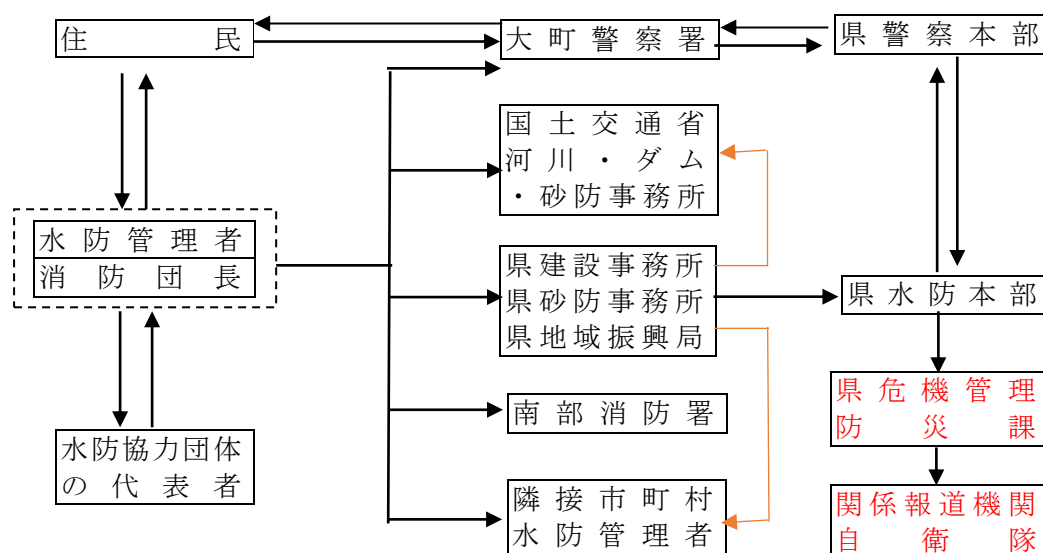
- 1 堤防等が決壊した場合又は決壊の危険にひんした場合には、法第 29 条の規定に基づき、水防管理者は、速やかに必要と認める地域の居住者に対し、立ち退き又はその準備を指示するものとする。
- 2 水防管理者は、立ち退き又はその準備を指示した場合は、その状況を北アルプス地域振興局長、所轄建設事務所長及び大町警察署長に速やかに報告するものとする。
- 3 水防管理者は、大町警察署長と協議の上、あらかじめ立ち退き計画を作成し、立ち退き先、経路等に必要な処置を講じておくものとする。

第7節 決壊（被害情報）の通報及びその後の措置

1 決壊・漏水等の通報

堤防等が決壊した場合は、水防管理者、消防団長は直ちにこの状況を関係機関(所轄の国土交通省河川・ダム・砂防事務所、大町建設事務所、大町警察署、南部消防署)及び氾濫のおそれのある隣接水防管理団体その他必要な団体に通報する。

決壊の通報系統は次のとおりとする。



2 決壊等後の措置

決壊後といえども水防管理者、消防団長及び消防機関の長は、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

第8節 水防配備の解除

1 町の非常配備の解除

水防本部長は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき、かつ水防警報が解除されたとき等、自らの区域内の水防活動の必要がなくなったと認めたときは、水防の非常配備体制を解除し、これを一般に周知するとともに関係機関に通知するものとする。

なお、配備を解除したときは、所轄建設事務所を通じ県水防本部に報告するものとする。

2 消防団の非常配備の解除

消防団の非常配備の解除は、水位が下降して水防活動の必要がなくなり、水防本部長が消防団長に対して消防団の配備解除の指令をしたときとする。それまでは、消防団員は自らの判断等により勝手に部所を離れてはならない。

解除後は、人員、資器材及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに報告する。また、使用した資器材は、手入れして所定の位置に設備する。

第11章 水防信号

水防信号

法第20条に規定された水防信号は、次のとおりである。

第1信号 氾濫注意水位（警戒水位）に達したことを知らせるもの

第2信号 水防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの

第3信号 当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの

第4信号 必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの

	警鐘信号	サイレン信号（余いん防止符）
第1信号	○休止 ○休止 ○休止	約 5秒 15秒 5秒 15秒 5秒 15秒 5秒 15秒 ○－休止－○－休止－○－休止－○－休止
第2信号	○－○－○ ○－○－○	約 5秒 6秒 5秒 6秒 5秒 6秒 5秒 6秒 ○－休止－○－休止－○－休止－○－休止
第3信号	○－○－○－○ ○－○－○－○	約 10秒 5秒 10秒 5秒 10秒 5秒 10秒 5秒 ○－休止－○－休止－○－休止－○－休止
第4信号	乱打	約 1分 5秒 1分 ○－休止－○－

- 備考
- 1 信号は適宜の時間継続すること。
 - 2 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げないこと。
 - 3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。

第 12 章 協力及び応援

第 1 節 河川管理者の協力

河川管理者は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

- (1) 河川に関する情報提供
- (2) 重要水防区域の合同点検の実施
- (3) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- (4) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資材の貸与
- (5) 水防活動の記録及び広報

第 2 節 市町村相互の応援及び協定

水防管理者は、災害が発生し、町独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できないと認められるとき、長野県市町村災害時相互応援協定に基づく応援を要請する。

第 3 節 警察官の援助要請

水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、大町警察署長に対して、警察官の出動を求めるものとする。

その方法等については、あらかじめ大町警察署長と協議しておくものとする。

第 4 節 自衛隊の派遣要請

水防管理者は、災害に際し、自らの能力で処理することが困難な事態が予想されるときは、災害対策基本法第 68 条の 2 に基づき、県知事に自衛隊の災害派遣要請を要求することができる。派遣要請の要求に当たっては次の事項を明らかにするものとする。

- (1) 災害の状況及び派遣要請を要求する事由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) 派遣部隊が展開できる場所
- (5) 派遣部隊との連絡方法、その他参考となるべき事項

なお、県知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求することができない場合には、水防管理者が直接、自衛隊等に派遣を要請する旨の通知等を行うことになるため、事前に通知先となる自衛隊の関係部局と調整を行うものとする。

第 5 節 企業（地元建設業等）との連携

水防管理者は、出水時の水防活動に際し、「公共機関及びその他の事業者との相互応援協定」等に基づき応援に要する人員、資器材及び物資等の提供に関して、協力を求めるものとする。

第6節 住民、自主防災組織等との連携

水防管理者は、水防活動の実施に当たっては、地域住民、自主防災組織等と連携を図り、水防のため必要があるときは、住民等に水防活動への協力を求めるものとする。

第13章 費用負担と公用負担

第1節 費用負担

1 費用負担

水防管理団体の水防に要する費用は、当該水防管理団体が負担するものとする。

ただし、他の水防管理団体の応援に要した費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものし、負担する費用の額及び負担方法は、応援を求めた水防管理団体と応援を求められた水防管理団体が協議して定めるものとする。

2 利益を受ける市町村の費用負担

水防管理団体の水防によって、当該水防管理団体の区域以外の市町村が著しく利益を受けるときは、当該水防に要する費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担するものとする。

負担する費用の額及び負担の方法は、当該水防を行う水防管理団体と当該水防により著しく利益を受ける市町村と協議して定めるものとする。当該協議が成立しないときは、水防管理団体は知事にあつせんを申請することができる。

第2節 公用負担

1 公用負担

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者又は消防機関の長は水防の現場において次の権限を行使することができる。

- (1) 必要な土地の一時使用
- (2) 土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用
- (3) 車両その他の運搬用機器の使用
- (4) 工作物その他の障害物の処分

2 損失補償

町は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けたものに対し、時価によりその損失を補償するものとする。

第 14 章 水防報告等

第 1 節 水防記録

水防作業員が出動したとき水防管理者は、次の記録を資料 4 等により作成し、保管するものとする。

- 1 天候の状況並びに警戒中の水位観測表
- 2 水防活動をした河川名及びその箇所
- 3 警戒出動及び解散命令の時刻
- 4 水防団員及び消防機関に属する者の出動時刻及び人員
- 5 水防作業の状況
- 6 堤防、その他の施設の異常の有無及びこれに対する処置とその効果
- 7 使用資材の種類及び数量並びに消耗量及び員数
- 8 水防法第 28 条の規定による公用負担下命の器具、資材の種類、数量及び使用場所
- 9 応援の状況
- 10 居住者出勤の状況
- 11 警察関係の援助の状況
- 12 現場指導の官公署氏名
- 13 立退きの状況及びそれを指示した理由
- 14 水防関係者の死傷
- 15 殊勲者及びその功績
- 16 殊勲水防団とその功績
- 17 今後の水防について考慮を要する点、その他水防管理団体の所見

第 2 節 水防報告

1 水防てん末報告

水防管理者は、水防実施後 10 日以内にその状況を「水防法施行細則」(昭和 26 年 5 月 17 日付、長野県規則第 42 号)に定める様式により、大町建設事務所長を経由して知事に報告する。

第 15 章 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

第 1 節 洪水対応

第 1 項 浸水想定区域の指定状況

国土交通省及び県は、洪水予報河川及び水位周知河川について、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。現在、町に関係する想定最大規模降雨による浸水想定区域図は次のとおりである。

浸水想定区域図	指定年月	作成主体
高瀬川	令和元年 11 月	大町建設事務所 (市町村ハザードマップ作成支援河川)

第 2 項 洪水ハザードマップ

町では、浸水想定区域の指定に基づき、洪水予報の伝達方法、避難場所等円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、町防災マップを作成し、印刷物を各世帯に配布している。

また、洪水ハザードマップについては、町のホームページに掲載し、住民への周知を図るとともに、平常時からの防災意識の向上と自主的な避難の心構えを養い、二次災害発生予想箇所を避けることができるため、災害による被害の低減にあたり有効である。

第 3 項 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設及び大規模工場等は、円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置として、次の事項が定められている。

事業所等	地下街等	要配慮者利用施設	大規模工場等 (申出のあったもの)
措置の義務付け	義務	努力義務	努力義務
措置の内容	避難確保計画の作成 浸水防止計画の作成 訓練の実施	避難確保計画の作成 訓練の実施	浸水防止計画の作成 訓練の実施
自衛水防組織	設置義務あり、町長への報告	設置した場合、町長への報告	設置した場合、町長への報告

- 1 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図る必要があると認められるもの。

地下街等の名称	所在地	所有者又は管理者	連絡先 電話・FAX	関連河川
該当なし				

- 2 要配慮者利用施設（主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの。

令和5年4月1日現在

社会福祉施設

No.	地区名	施設名	住所	浸水深(m)
1	1丁目	いけだ小規模多機能型居宅介護事業所おひさまの家	池田 2644-1	～0.5
2	1丁目	池田町認定こども園池田保育園	池田 2420-1	～0.5
3	2丁目	いけだデイサービスセンター小島館	池田 2128-3	～0.5
4	2丁目	合同会社暁「憩いの家 嬉々」	池田 4116-2	～0.5
5	2丁目	池田町池田児童クラブ	池田 3327-1	0.5～3.0
6	4丁目	北アルプス医療センターあづみ病院院内保育所	池田 2979-14	0.5～3.0
7	4丁目	池田町総合福祉センター「やすらぎの郷」	池田 2005-1	～0.5
8	4丁目	いけだデ イ サービスセンター高姫	池田 2005-1	～0.5
9	5丁目	特別養護老人ホーム高瀬荘	池田 1942-1	～0.5
10	吾妻町	NPO法人あっとは一ぶハーブの風共同ホーム	池田 2170-28	～0.5
11	林中	いけだ南部デ イ サービスセンターさくらの家・訪問介護事業所	会染 5599-1	～0.5
12	林中	NPO法人あっとは一ぶハーブの風共同作業所	会染 5252-2	～0.5
13	林中	池田町会染児童センター	会染 2862-1	～0.5
14	和合	白樺の家 グループホーム和合	会染 5707-15	0.5～3.0
15	内鎌	白樺の家 ワークセンターしらかば	会染 6750-1	～0.5
16	内鎌	白樺の家 グループホームかえでの家	会染 6750-4	～0.5
17	渋田見	就労継続支援B型事業所 いろは	会染 9002-2 外	0.5～3.0
18	渋田見	池田町認定こども園会染保育園	会染 9014-8	0.5～3.0
19	十日市場	ニチイケアセンターあづみ野	会染 12107-2	0.5～3.0
20	中之郷	リハビリデイサービス マルヤマ	中鶴 357	0.5～3.0

学校

No.	地区名	施設名	住所	浸水深(m)
1	1丁目	長野県池田工業高校	池田 2524	～0.5
2	2丁目	池田町立高瀬中学校	池田 3210-1	0.5～3.0
3	2丁目	池田町立池田小学校	池田 3177-1	0.5～3.0
4	林中	池田町立会染小学校	会染 5663-1	～0.5
5	内鎌	長野県安曇養護学校	会染 6113-2	0.5～3.0

医療施設

No.	地区名	施設名	住所	浸水深(m)
1	3丁目	北アルプス医療センターあづみ病院	池田 3207-1	0.5～3.0

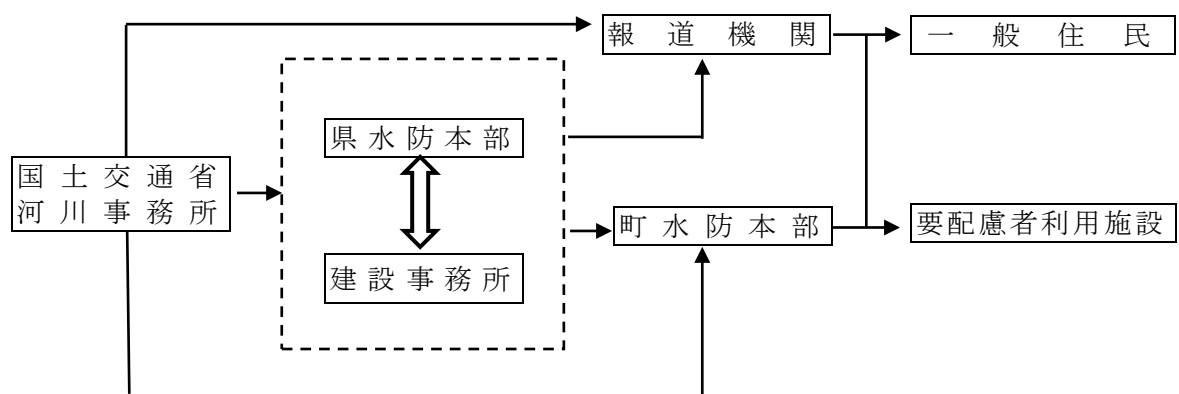
※浸水深想定は想定最大規模降雨（1/概ね1,000）による。ハザードマップにて確認要

- 3 大規模な工場その他の施設（イ又はロに掲げるものを除く。）であって国土交通省令で定める基準を参酌して町条例で定める用途及び規模に該当するものでその洪水等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの。

大規模工場等の名称	所在地	所有者又管理者	連絡先 電話・FAX	関連河川
該当なし				

第2節 洪水予報等の伝達方法

町から地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法は次のとおりである。



第 16 章 水防訓練

町は、毎年出水期前に、消防団及び水防協力団体の水防訓練を実施し、水防技術の向上を図るものとする。

第 17 章 水防協力団体

第 1 節 水防協力団体の指定

町は、第 2 節に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。また、水防管理団体は水防協力団体が適正かつ確実な実施を確保するため水防計画に位置付けるとともに、その業務について報告させることができる。なお、国、長野県及び水防管理団体は水防協力団体に対して、その業務の実施に関し必要な情報提供、指導若しくは助言するものとする。

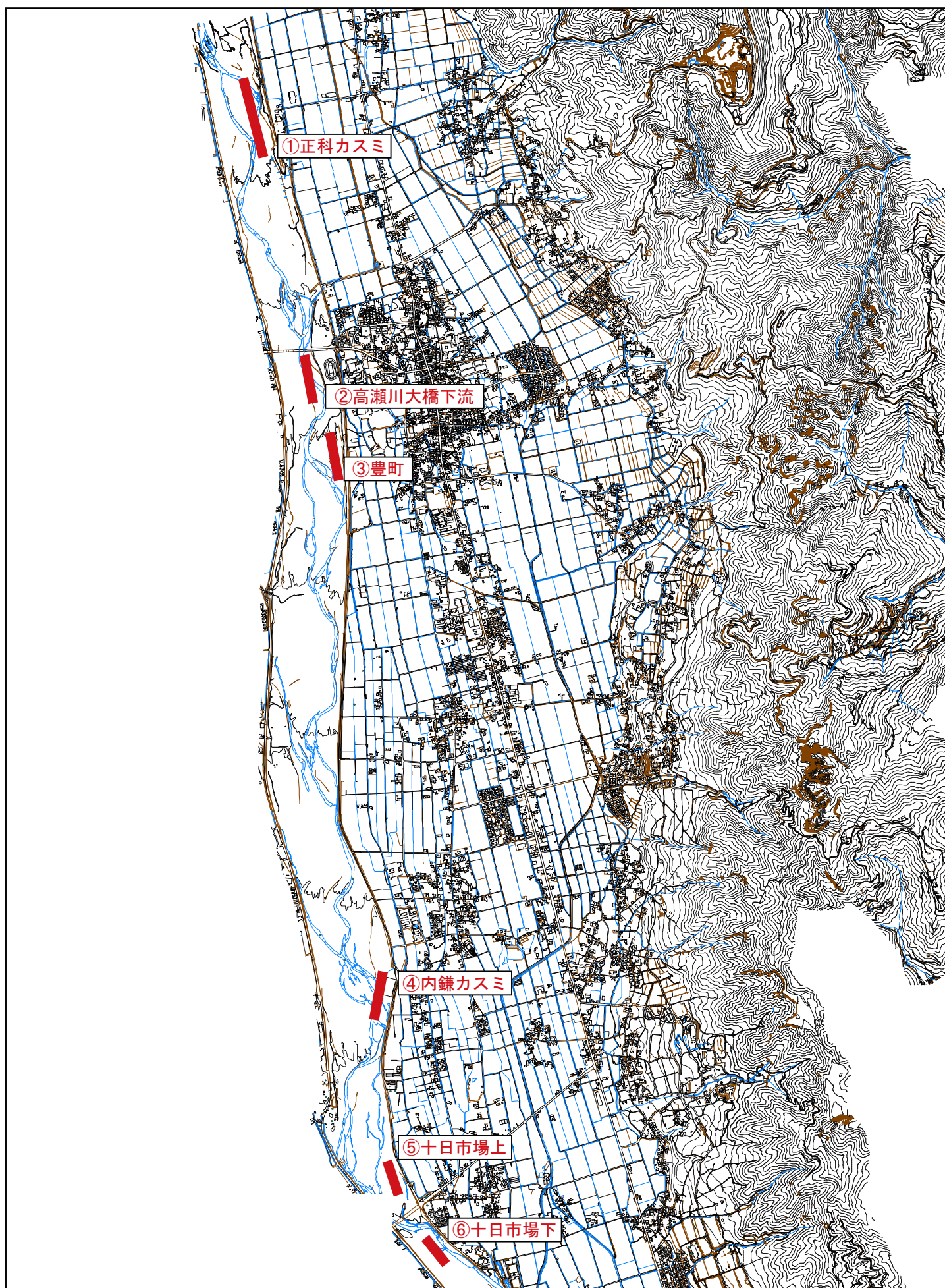
第 2 節 水防協力団体の業務

- (1) 水防上必要な監視、警戒その他水防活動の協力
- (2) 水防に必要な機器、資材又は設備の保管、提供
- (3) 水防に関する情報又は資料の収集、提供
- (4) 水防に関する調査研究
- (5) 水防に関する知識の普及、啓発
- (6) 前各号に附帯する業務

第 3 節 水防協力団体の消防団等との連携

水防協力団体は、消防団との密接な連携の下に前項の業務を行わなければならない。また、水防協力団体は、毎年消防団が行う水防訓練に参加するものとする。

資料 1 重要水防区域位置図



0 2km
1:30,000

_____川 氾濫危険水位到達情報

令和_____年_____月_____日_____時_____分 発表

長野県 _____建設事務所
長野県水防本部

【主文】

_____川は、_____日 _____時 _____分に _____市・町・村の
_____水位観測所で、**避難指示**の発令の目安となる
氾濫危険水位 _____mに達しました。

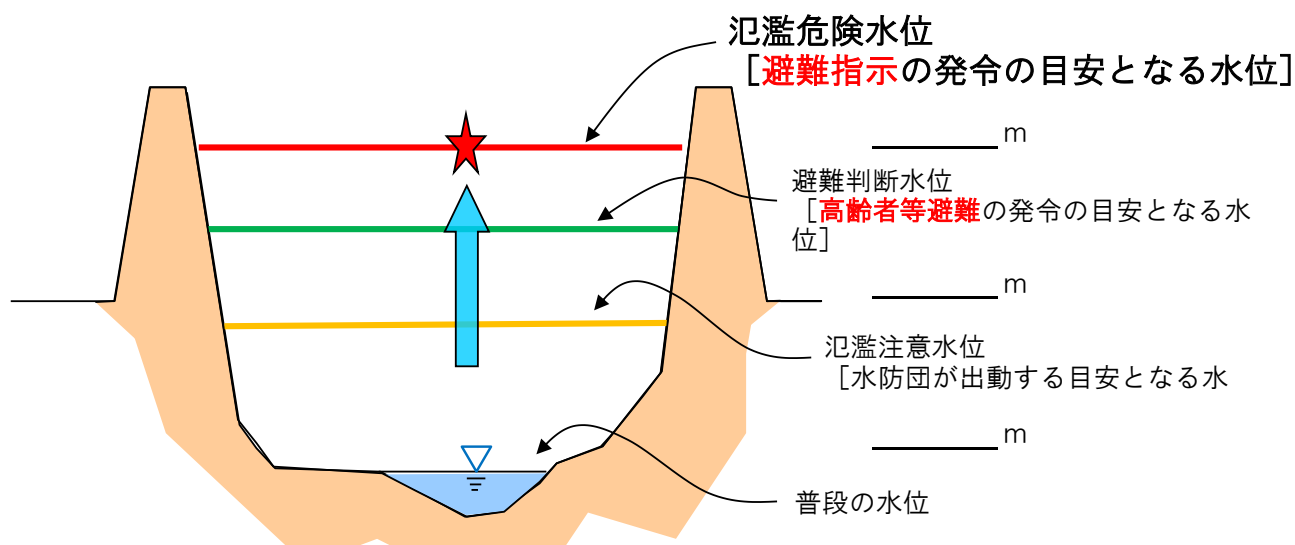
_____水位観測所では、_____時 _____分 から _____時 _____分までの
_____分間に、水位が約 _____m上昇しました。 今後も水位上昇が見込まれ、
_____市 _____から _____市 _____までの区間は、

河川が氾濫するおそれがあります。

市町村長が発表する避難情報や、気象状況に十分注意をお願いします。

【参考】

_____川 _____水位観測所（ _____市・町・村 _____地先）



問い合わせ先

長野県〇〇建設事務所維持管理課

TEL ×××-×××-××××

TEL ■■■-■■■-■■■

長野県水防本部（長野県建設部河川課内）TEL 026-232-7533

水 防 警 報

種 類	準 備 ・ 出 動 ・ 状 況 ・ 解 除					
発表河川				発表対象 水位観測所	観測所	
発表日時	令和	年	月	日	時	分
				発表者	長野県	建設事務所
設定水位	基準水位観測所		観測所			
	水防団待機水位 (通報水位/指定水位)		m			
	はん濫注意水位 (警戒水位)		m			
	避難判断水位 (特別警戒水位)		m			
区 分	番号	発 表 内 容				
現 況	1	ア. 観測所 イ. 流域 の雨量は、 ____日____時 現在 ____ mm に達しました。				
	2	水位は、____日____時 現在 ____m ア. に達しました。 イ. です。 ウ. に下がりました。				
	3	水位は、____日____時____分 に ア. 水防団待機水位 イ. はん濫注意水位 ウ. はん濫危険水位 エ. に達しました。 オ. を越えました。				
	4	水位は、 ア. 引き続き イ. 1時間に____cmぐらいの割合で ウ. 急激に エ. 上昇しています。 オ. 下降しています。				
	5	【被害の発生状況等を記入】				
予 想	6	雨は、今後まだ____ mm 程度降る恐れがあります。				
	7	水位は、今後 ア. さらに上昇する イ. 下降する と見込まれます。				
水防団 への 指 示	8	水防機関は、 ア. 出動の準備を行い、水防に関する情報連絡を確保してください。 イ. 出動し、厳重に警戒してください。 ウ. 今後の出水状況に応じて、出動人員を増してください。 エ. 厳重に警戒してください。				
	9	水防警報を解除します。				
	10	ただし、 ア. 今後も気象状況の変化に十分注意してください。 イ. 被害のあった所は応急作業を続けてください。				
伝達確認	通知先	河川課				
	通報者					
	受報者					
	通報時刻	時	分	時	分	時

水防実施状況報告書

池田町水防本部長 様

年 月 日

作成者 職 氏名

印

災害の名称						出動人員数		消防職員	消防団員	その他	人員計
災害の日時											
実施場所											
水防作業の概況・工法及び効果		概況					所要経費	項目	金額	備考	
		工法						資材費	円		
		効果						器材費	円		
被害総括	人的被害	死者	行方不明	計		燃料費		円			
		人	人	人		雑費		円			
		重傷者	軽傷者	計		計		円			
		人	人	人		資材名	使用数	搬出した倉庫			
	被害総括						袋類				
							シート				
被害内訳	種別	住家	非住家	世帯	人数	金額(千円)	使用資材	縄			
	全壊							ロープ			
	半壊							杭			
	流出							鉄線			
	一部破壊							土砂			
	床上浸水							土のう			
	床下浸水										
	計										
	種別	浸水面積			金額						
	田	流出ha				千円					
		冠水ha									
	畑	流出ha				千円					
		冠水ha									
	堤防	m					考察・備考				
道路	m										
その他											
計											